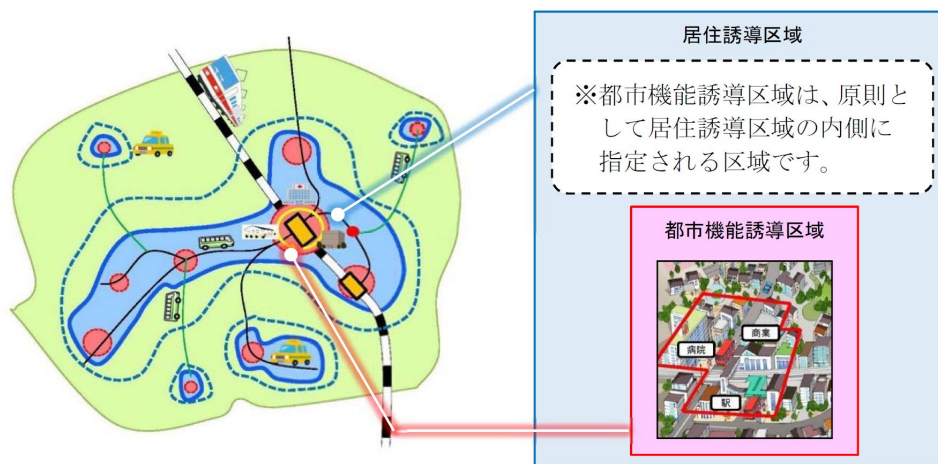


# 第5章 都市機能誘導区域

## 1. 都市機能誘導区域の概要

都市機能誘導区域とは、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これら各種サービスの効率的な提供を図る区域のことで、都市計画運用指針（国土交通省）では、都市機能誘導区域を定めることが考えられる区域として、以下の区域が示されています。

- ・ 都市全体を見渡し、鉄道駅に近い業務施設や商業施設などが集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域や、周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域
- ・ 都市機能誘導区域の規模は、一定程度の都市機能が充実している範囲で、かつ、徒歩や自転車等によりそれらの間が容易に移動できる範囲で定める



## 2. 都市機能誘導区域の設定

本市における都市機能誘導区域は、土地利用の方針において駅前商業ゾーンとして位置づけられた、近鉄御所駅、JR 御所駅周辺地域に設定することとします。

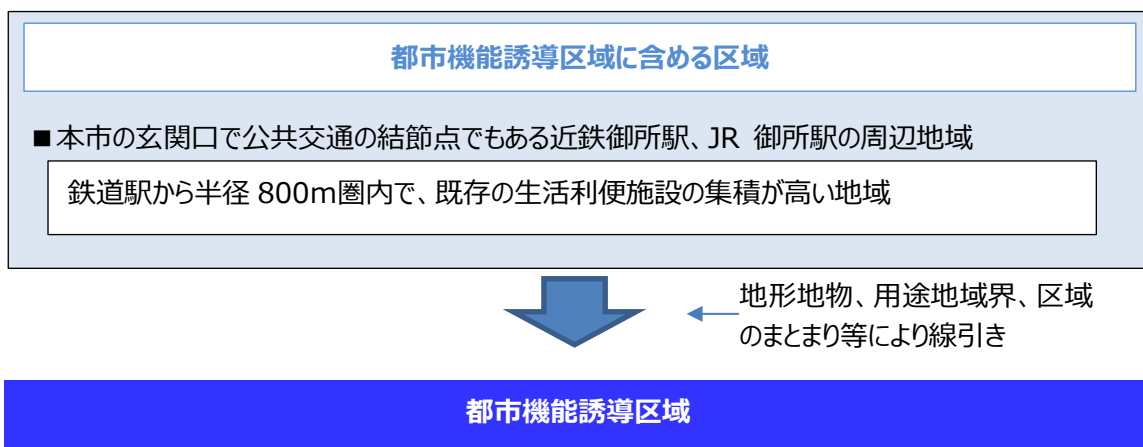


図 都市機能誘導区域の設定フロー

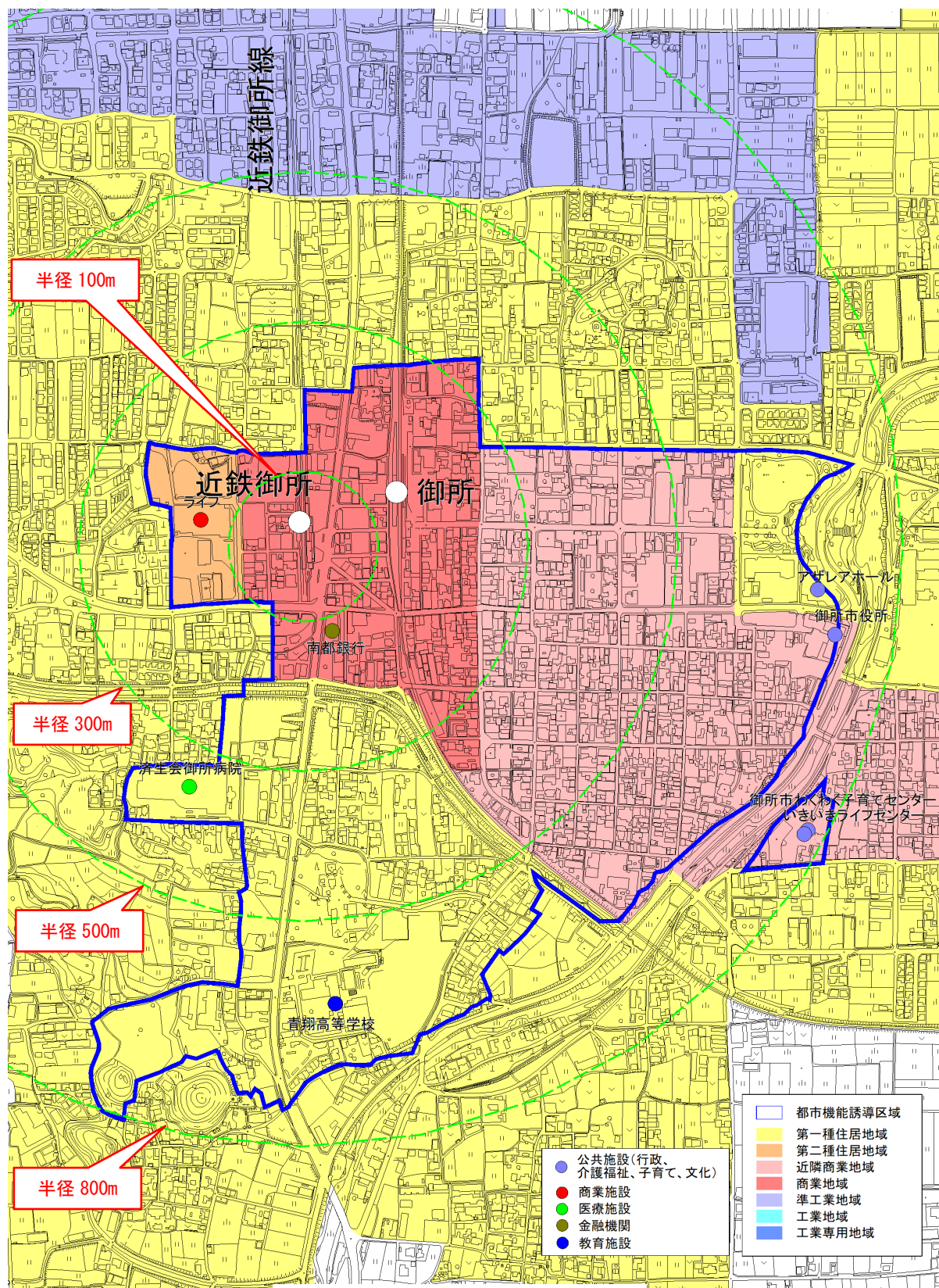


図 都市機能誘導区域

### 3. 誘導施設の設定

#### 1) 誘導施設の基本的な考え方

誘導施設は、「医療、福祉、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市の機能の増進に著しく寄与するもの」とされており、都市機能誘導区域ごとに必要な施設を設定するものです。

一般的には下表のような施設が該当します。

表 誘導施設として一般的に考えられる施設（立地適正化計画作成の手引きより）

機能	中心拠点	地域／生活拠点
行政機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 中枢的な行政機能</li> <li>例. 本庁舎</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等</li> <li>例. 支所、福祉事務所など各地域事務所</li> </ul>
介護福祉機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市町村全域の市民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能</li> <li>例. 総合福祉センター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能</li> <li>例. 地域包括支援センター、在宅系介護施設、コミュニティサロン 等</li> </ul>
子育て機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市町村全域の市民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能</li> <li>例. 子育て総合支援センター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能</li> <li>例. 保育所、こども園、児童クラブ、子育て支援センター、児童館 等</li> </ul>
商業機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 時間消費型のショッピングニーズなど、様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能</li> <li>例. 相当規模の商業集積</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能</li> <li>例. 延床面積〇㎡以上の食品スーパー</li> </ul>
医療機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 総合的な医療サービス(二次医療)を受けられることができる機能</li> <li>例. 病院</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 日常的な診療を受けられることができる機能</li> <li>例. 延床面積〇㎡以上の診療所</li> </ul>
金融機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 決済や融資などの金融機能を提供する機能</li> <li>例. 銀行、信用金庫</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 日々の引き出し、預け入れなどができる機能</li> <li>例. 郵便局</li> </ul>
教育・文化機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市民全体を対象とした教育文化サービスの拠点となる機能</li> <li>例. 文化ホール、中央図書館</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域における教育文化活動を支える拠点となる機能</li> <li>例. 図書館支所、社会教育センター</li> </ul>

## 2) 本市における考え方

### ■駅前商業ゾーンの機能強化

- 駅前に整備する新庁舎は、商業施設等と複合化することで、中心市街地の生活機能の維持、利便性の向上を図るとともに、観光案内等のスペースを設け、市内に点在する様々な観光地をネットワークで結ぶ市内観光の拠点となる庁舎を目指します。
- 既に都市機能誘導区域内に立地する施設で、利便性や利用頻度の高い施設も今後も維持・継続すべき施設として定めます。

### ■施設の役割に応じた配置

- 拠点に配置すべき機能と、身近な生活圏などに配置すべき機能のバランスに配慮し誘導施設を定めます。（仮に、市内の各地区に既に立地している日常的な生活サービス施設（例：コンビニエンスストア、保育園、小中学校等）を誘導施設に設定すると、都市機能誘導区域外での立地を抑制する施設となってしまう、身近な場所での利便性が低下するおそれがあるため）

表 拠点立地型施設と分散立地型施設の考え方

区分	拠点に配置する施設	身近な生活圏に配置すべき施設	
施設の特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1施設当たりの利用者が多い</li> <li>・一定の利用圏域を有する</li> <li>・分散立地型施設と比較すると立地する施設数は少ない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人口分布や地域コミュニティのまとまりに応じて立地</li> <li>・施設の利用圏域は小さい</li> <li>・主な利用者は近隣住民</li> <li>・市内全体での施設数は多い</li> </ul>	
施設立地の効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通によりアクセスしやすく、多くの人が集まりやすい場所に立地することで、福祉や利便の向上につながる。</li> <li>・都市機能の増進効果が最大限に発揮でき、効率的なサービスの提供や拠点機能の向上に寄与する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各居住地の身近な場所に立地することで利用しやすい</li> </ul>	
施設例	行政、公共施設	市役所、図書館、文化施設、総合体育館、コミュニティーセンター等	公民館・集会所
	介護福祉施設	地域包括支援センター	通所系施設
	子育て施設	子育てセンター	保育園・幼稚園・こども園
	商業施設	一定程度の売場面積をもつ食品スーパー	コンビニ等の小型店
	医療施設	病院	診療所
	金融機関	銀行	郵便局、JAバンク
	教育施設	高等学校	小中学校を含む学校施設

### ■ 市民ニーズの反映

- ▶ 市民アンケートによると、近鉄御所駅周辺及び JR 御所駅周辺において、今後、維持・充実してほしい施設として、ショッピングセンターを挙げた人が46.1%と最も多く、次いで市役所などの行政サービス施設（33.9%）、病院や診療所などの医療施設（30.5%）となっています。
- ▶ ショッピングセンターと食料品店舗、日用品店舗のいずれかを挙げた人は約 6 割で、商業施設に対するニーズが高いことがうかがえます。

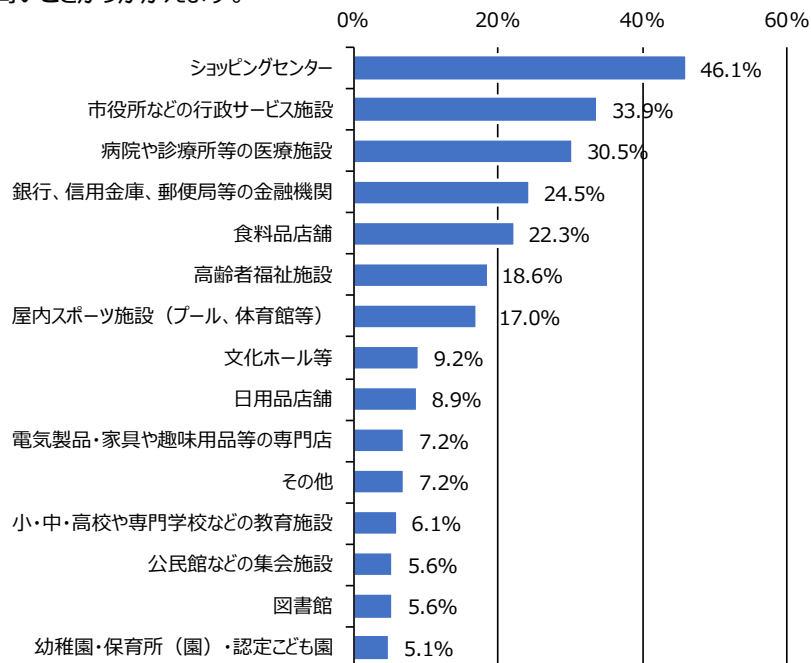


図 近鉄御所駅周辺及び JR 御所駅周辺において、今後、維持・充実してほしい施設

### 3) 誘導施設の設定

以上を踏まえて、都市機能誘導施設として、下表の施設を設定します。

表 誘導施設

分類	施設	定義
行政施設	市役所	御所市役所本庁舎
介護福祉施設	地域包括支援センター	介護保険法第 115 条の 46 第 1 項に規定する施設
子育て施設	子育てセンター	御所市いきいきライフセンター条例に基づく御所市いきいきライフセンター（わくわく子育てセンター）
商業施設	スーパーマーケット	大規模小売店舗法第 2 条第 2 項に規定する商業施設のうち、店舗面積 3,000 m <sup>2</sup> 以上で、生鮮品・日用品の販売を主目的とするもの
医療施設	病院	医療法第 1 条の 5 第 1 項に定める病院
金融機関	銀行	銀行法第 4 条に基づく免許を受けて銀行業を営む銀行
教育、文化機能	図書館	図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館
	文化ホール	御所市文化ホール条例に基づく文化ホール
	高等学校	学校教育法第 1 条に規定する高等学校

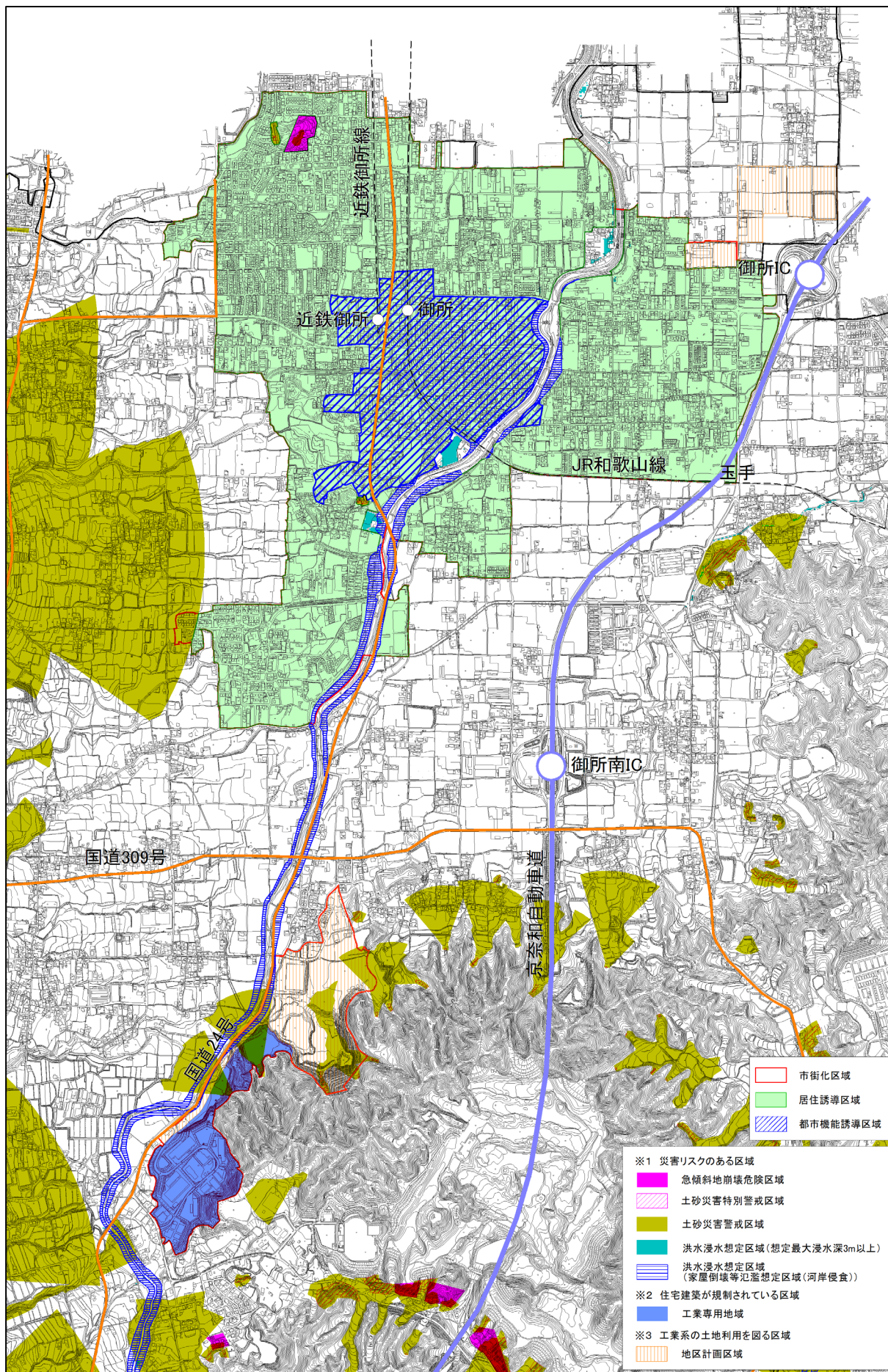


図 居住誘導区域に含めない区域と居住誘導区域、都市機能誘導区域